平成２２年（フ）第２１１号
香川県高松市多肥下町616番地１ハイクレスト高松1006号
債務者　星川　信明
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２５９号
香川県高松市牟礼町牟礼2596番地71
債務者　國方　由佳（旧姓池本）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４３号
鹿児島県指宿市十二町43番地３
債務者　西園真太郎
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第４７号
鹿児島県南さつま市加世田村原１丁目７番地18
債務者　藤井恵美子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第４８号
鹿児島県指宿市山川小川411番地２
債務者　新村　睦子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第５７７号
仙台市泉区館３丁目22番地の６
債務者　能渡　信子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６９０号
仙台市宮城野区田子１丁目25番３―204号
債務者　小田嶋いずみ
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７７４号
仙台市若林区南小泉字八軒小路31番地の16
コーポ八軒小路101
債務者　芳賀　智子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８６４号
仙台市太白区南大野田２番地の５　エステート斉藤502、申立時の住所仙台市太白区長町２丁目６番47―206号
債務者　今野　尚史
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８６５号
仙台市太白区南大野田２番地の５　エステート斉藤502、申立時の住所仙台市太白区長町２丁目６番47―206号
債務者　今野　知子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８７７号
仙台市宮城野区新田１丁目21番30号　コーポ・トーセン202
債務者　沼崎　政夫
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
福島県伊達市梁川町新田字町通98番地
債務者　吉田　孝二
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１６７号
福島県伊達市梁川町新田字町通98番地
債務者　吉田みつ子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１６８号
福島市蓬莱町５丁目２番17―47号
債務者　丹野　恭子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第５９号
茨城県日立市水木町２丁目５番11号
債務者　弓田　正彦
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１１４号
茨城県日立市森山町４丁目５番８号
債務者　市川　初恵
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１１８号
茨城県北茨城市華川町車1024番地６
債務者　名須川はつみ
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所日立支部